

## 適正な計量を目指して

### 1 違反すると公表する場合があります

スーパーなどの商店でも、計量法が関わっています。柏市消費生活センターは、計量法に基づき、適正な計量の実施を目的に、定期的に立入検査を行っています。立入検査において、不適正な商品が見つかり、改善が見られない場合、その事業所（スーパー等）を公表する可能性があります。

#### 計量法第10条

第1項 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするよう努めなければならない。

第2項 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じていると認めるときは、その者に対して、必要な措置を取るべきことを勧告することができる。

第3項 前項の勧告において、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

#### 計量法第12条

第1項 特定商品の販売の事業を行う者は、特定物象量を示して販売するとき、政令で定める誤差（量目公差）を超えないように、計量を行わなければならない。

#### 計量法第13条

第1項 特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品とその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないように計量し、その容器又は包装に政令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

#### 計量法第15条

第1項 特定商品の販売の事業を行う者が特定商品を購入するものの利益が害されるおそれがあると定めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第2項 勧告をした場合において、その勧告をうけた者が従わなかったときは、その旨の公表をすることができる。

## 2 商品量目制度について

正しい計量取引を実施するために、計量法では、量目について色々な決まりを定めています。

### (1) 量目に対する基本的きまり

#### ア 正確計量

商品を計量販売するときには、正確に計量するよう努めなければなりません。

#### イ 量目の明示

計量販売に適する商品は、その量目を示して販売するよう努めなければなりません。

#### ウ 量目公差

政令で定める商品（特定商品）を計量販売するときには、誤差の許容範囲（量目公差）が定められています。これは計量法上、量目不足になるかどうかの判定基準として示されているもので、販売者は正確な計量を心がけなければなりません。（別紙量目公差表を参照）

#### エ 正味量表記義務

特定商品のうち一定の商品について、密封して販売するときには、正味量を表記しなければなりません。

また、正味量の表記には、詰込者（販売者）の氏名又は名称及び住所を付記しなければなりません。

《表示例》

名称	☆☆
原材料名	□□□□
内容量	〇〇〇g
賞味期限	平成△△年△月△△日
製造者	株式会社☆☆☆ 千葉県柏市□□ ○-○-○

### (2) 量目の表記方法

#### ア 計量単位は法定計量単位でなければなりません。

計量法では、取引や証明に使用することができる計量単位を定めて、それ以外の計量単位の使用を禁止しています。（これにより、尺貫単位やヤードポンド単位の取引や証明での使用が原則として禁止されています。）

イ 法定計量単位は、計量単位規則で標準が示されています。原則として小文字の直立体です。

質量……グラム → g  
キログラム → kg  
体積……ミリリットル → ml または mL  
リットル → l または L

ウ 正味量を表す数字や文字は見やすい箇所に、見やすい大きさやい色で表記すること。

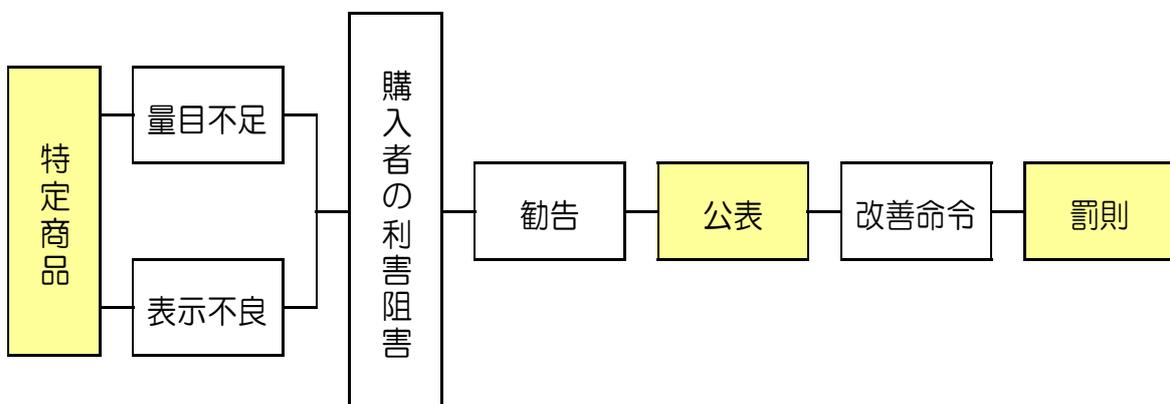
エ 正味量を表す数値が10,000以上とならないような法定計量単位を用いること。

### (3) 密封商品の量目表記について

密封商品とは、容器や包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、その商品の内容量を増減できない商品を言います。そして、特定商品のうち一定の商品を密封して販売するときは、内容量の表記が義務付けられています。密封商品の例としては、缶詰め、瓶詰め、ふくろ詰めなど色々な材料の容器詰めや包装商品がありますが、トレイなどにラップ包装した商品についても、計量して詰込している場合は、消費者の商品選択をやすくするために内容量を表記するよう努めてください。

### (4) 量目の不適正の措置

冒頭にも明記してあるとおり、商品の量目違反などについては、「勧告」「公表」「改善命令」「罰則」の制度が設けられており、都道府県知事又は柏市などの特定市の長は、量目などの違反者に対し、改善のための必要な措置をとるよう指導が行えることになっています。



### 3 はかりに対するきまり

#### (1) 取引や証明には検定証印などのあるはかりを使用しなければなりません。

検定証印は公的機関がはかりの製造、修理時に検定を行い、検定に合格したものとしてその正確さを証明し刻印するもので、この証印のないはかりは一部のものを除き取引や証明には使用できません。

なお、一定水準の製造・品質管理能力を有すると認められた「指定製造事業者」が製造したはかりについては、これまでの検定が免除され、検定証印でなく基準適合証印が付されますが、このはかりも取引や証明に使用できません。



#### (2) 定期検査は必ず受けなければなりません。

取引や証明に使うはかりは、検定の他に使用中の正確性を確保するために、2年に1回、市が行う定期検査か民間の計量士による検査を受けなければなりません。この検査に合格したはかりには、定期検査合格証が貼られません。

※下のマークは、柏市特定計量器定期検査を受けた合格シールであり、民間の計量士による検査を受けた場合、別のシールとなります。



#### (3) 家庭用はかり（キッチンスケール・ヘルスメーターなど）は取引や証明に使用できません。

家庭用はかりには検定証印はなく、国の技術水準に適合したことを示す家庭用計量器マークが付されていますが、これらのはかりは日常の家庭生活上の目安用として製造されたもので、取引や証明には使用できません。



## 4 一歩進んだ計量管理を目指して

製造・販売者の義務として、正しいはかりを正しく使うことが、正確な計量の基本ですが、常に正しい量目の商品をお客様に販売するために、計量責任者、計量担当者を配置し、一歩進んだ計量管理を目指しましょう。

### (1) はかりの保守・管理

購入したはかり及び使用しているはかりは、計量器管理台帳に記載し、定期検査の結果も記録しておきましょう。

百貨店・スーパー等では、テナント、催事業者のはかりについても定期検査受検の有無を確認し、適切な取扱方法について指導してお店全体の信用を高めましょう。

毎日の作業開始前に計量担当者は、はかりの始業点検を行いましょ

う。  
定期的（週・月）に計量責任者は、はかりの定期点検を行いましょ

う。  
計量器管理台帳

※台帳を作成されていない場合は、別紙「計量器管理台帳」をご利用ください。

始業点検や定期点検の主な点検項目

据付場所は適当か

水平は合っているか

ゼロ点がずれていないか

電気式はかりの風袋引設定は正しいか

表示面や載せ台などの汚れはないか

構造に異常なところはないか

●水平気の気泡抜けやガラス面が汚れて気泡が見えなくなっていないか

●水平調整脚がさびついて回らないものや紛失しているものはないか

●ばね式はかりは、皿を軽く押したとき針がスムーズに動くか  
(3～4回の振れで止まるのが良い)

●電気式はかりの風袋引装置は、正しく作業するか

### (2) 商品量目の管理

ア 自然減量に気をつけましょう。

●時間が経つと水分が蒸発し、重さが減っていく食品があります。

自然減量の度合いに応じて再計量を行いましょ

イ 販売する商品の量目が正確かどうかを確認するために、定期的に商品の量目検査を実施しましょ